

令和6年4月15日

保護者様

銚子市立船木小学校
校長 川口 敏夫

「日本スポーツ振興センター」災害共済加入について

保護者の皆様には、日頃より本校の活動へのご協力ありがとうございます。

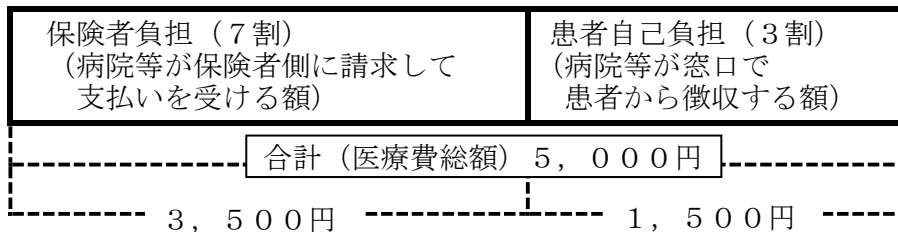
さて、お子様が学習中や校外学習・運動会など、学校管理下において思わぬ災害を受けた場合の補償として、今年度も下記のとおり「日本スポーツ振興センター」災害共済に加入したいと存じます。銚子市においては、全員加入の方針をとっておりますので、今年度もご協力をお願いいたします。

記

1 「日本スポーツ振興センター」災害共済についての説明

災害の程度により給付金が支給されるよう「日本スポーツ振興センター法」によって制度化されたのが災害共済給付制度です。災害給付金は、保険内診療で医療総点数が500点（約5,000円）以上になった場合に支給され、大きなけがや死亡の場合には見舞金が支給されます。（ただし、健康保険が使われないものにつきましては、支給されません。）

※《療養に要する費用（医療費）の総額が5,000円以上とは？》



※給付金の対象とならないもの

- ・保険内診療で医療費総額が5,000円（医療総点数500点）に満たない場合
- ・保険外診療（自由診療分）
- ・選定療養費（200床以上の病院でかかる費用）

- 2 納入金額 460円（掛金は935円ですが、銚子市が差額分を補助しています。）
※学校費と一緒に（5月10日予定）に引落としさせていただきます。

3 給付対象となる場合（学校管理下の場合）

- ①教育課程に基づいた授業や行事を行っているとき。
- ②部活など、教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- ③休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき。
- ④通常の経路及び方法で通学するとき。

4 給付手続き

給付対象になる傷病については、医師の証明が必要になります。学校から用紙をお渡ししますので、必要事項を病院で記入していただき、学校へ提出してください。給付金は後日、保護者の口座へ振り込みます。

なお、学校管理下で災害が発生した場合は、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が「子ども医療費助成制度」より優先されますので「子ども医療費助成受給券」は使用しないでください。